

# 契約書審査サービス 成果物サンプル

## 秘密保持契約書

ABC 株式会社(以下、「甲」という。)と XYZ 株式会社(以下、「乙」という。)は、相互に開示する秘密情報の取扱いに関して、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、甲乙間で\*\*\*\*\*の共同開発及び製造販売提携の可能性の検討(以下、「本検討」という。)を行うにあたり、甲及び乙が、相互に開示する秘密情報を適切に管理し、当該情報の秘密性を保持することを目的とする。

コメントの追加 [A1]: 双方向型の秘密保持契約です。貴社のみが情報開示し、相手方からは受領しないということなら片方向型に変更する必要があります。ご確認ください。

(定義)

第2条 本契約における次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 秘密情報

本契約の内容並びに本検討に関連して甲又は乙が相手方に対し、文書、口頭及び媒体、物品を問わず、**秘密情報である旨を明示して**開示した情報をいう。

**ただし、文書により開示された情報については、当該情報の秘密性を保持すべき旨の指定が当該文書上に明示されたもの及び電子データにより開示された情報については、当該電子データを表示装置で表示する等可読性のある状態にした際に、当該情報が秘密情報である旨が明らかになるよう適切な表示がなされたものに限られ、これら以外の方法により開示された情報については、当該開示から15日以内に秘密情報である旨及びその要旨が文書で通告されたものに限られる。**

コメントの追加 [A2]: 全ての情報を秘密情報に該当させると管理上大変なので、該当するのは秘密である旨明示した情報のみとするべきです。

コメントの追加 [A3]: 15日で良いかどうかご確認ください。

ただしなお、次の各号に掲げる情報は、秘密情報には該当しないものとする。

- ① 開示の時点で既に公知であった情報。
- ② 開示の時点で受領当事者が秘密保持義務を負うことなく、既に保有していた情報。
- ③ 受領当事者が秘密情報と無関係に独自に開発した技術・知識等に関する情報。
- ④ 受領当事者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報。
- ⑤ 開示当事者が事前に、書面により公表を承認した情報。
- ⑥ 開示当事者が第三者に秘密保持義務を課すことなく開示した情報。
- ⑦ 開示当事者から受領後、受領当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報。

(2) 開示当事者

甲又は乙であって、秘密情報を開示する者をいう。

(3) 受領当事者

甲又は乙であって、秘密情報を受領する者をいう。

(4) 関連会社

甲又は乙が総株主の議決権の過半数を有する法人をいう。

(秘密保持義務)

第3条 受領当事者は、開示当事者から入手する秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保持し、開示当事者の書面による事前の同意なく、第三者に漏洩又は開示してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、受領当事者の役員及び従業員のうち本検討のため秘密情報を知る必要のある者、若しくは弁護士その他法令上秘密保持義務を負う者で受領当事者が本検討に関する業務を委託した者に対し、**必要な範囲で**秘密情報を開示

コメントの追加 [A4]: 秘密情報に接しうるのは多数の従業員のうちその必要がある者に限定するべきです。

し、又は、法令の規定、裁判所その他公的機関からの強制力のある命令に従い、秘密情報を開示することができる。

3. 受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報を、本検討の遂行以外のいかなる目的にも使用しないものとする。また、本検討の遂行に必要な範囲を超えて、印刷、写真、複写、録音、電子データ等への転換等の方法により秘密情報を有形・無形で複製してはならない。
4. 受領当事者は、開示当事者から要求があった場合、遅滞なく秘密情報及び秘密情報を印刷、写真、複写、録音、電子データ等への転換等の方法により有形・無形で複製した資料・情報等(以下、「複製物」という。)の全てを開示当事者の指示に従い返却又は廃棄するものとする。
5. 受領当事者は、秘密情報に接する自己の従業員等(退職者を含む)をして、本契約上の開示当事者に対する自己の義務と同等の義務を課し、かかる義務を遵守させるものとする。受領当事者は、自己の従業員等のかかる義務の違反につき、一切の責任を負うものとする。

(関連会社への開示)

第4条 受領当事者は、受領した秘密情報を、本検討に必要な範囲内に限り各々の責任において関連会社に対して開示することができる。ただし、秘密情報を開示する関連会社については、事前に開示当事者に対してその名称を書面で通知し、開示について開示当事者の書面による承諾を取得するものとする。

【中略】

**コメントの追加 [A5]:** 秘密情報の複製等を全面禁止して支障ございませんか?開示目的に必要な範囲で複製等できる文案を提案します。ご確認ください。

**コメントの追加 [A6]:** 受領した秘密情報(複製物を含む)については、かかる指示に対応できるようしっかり管理してください。

**コメントの追加 [A7]:** 開示先従業員に秘密保持義務を遵守させる責任について明確化しておくべきです。

**コメントの追加 [A8]:** 関連会社に際限なく再開示されてよいでしょうか?この修正例のように都度承諾をするべきだと考えます。